

「間島協約」と朝鮮人の「国籍」問題

白 榮 勳

はじめに

- I 入籍手続きと帰化朝鮮人
 - II 帰化入籍の意向および動機
 - III 対朝鮮人排斥策と「朝鮮人」
- おわりに

キーワード：入籍手続き、動機、排斥政策

はじめに

「間島に関する日清協約」⁽¹⁾（「間島協約」）は、近代「間島問題」に関する日清間の唯一の国際条約である。この協約によって、間島の「雑居地」に居住する朝鮮人は、清国籍取得の如何を問わず、清国の法律に服従し、間島地方官憲の裁判管轄に属すると同時に、清国民と同様に、納税など行政上の管理を受けることになった。その一方、居住権、土地所有権などを獲得した。すなわち、この協約では、雑居地の朝鮮人を清国人と「同様」な法的地位に置き、同様の権利を認めている。

ところが翌年、日本は韓国を併合するとともに国名を「朝鮮」と改名して、朝鮮人が「日本帝国臣民」になったと一方的に解釈し、朝鮮人の国籍変更を強制した。そのため、間島居住の朝鮮人も「日本人」として日本の国内法に従うべきであり、治外法権の享有の対象と見なされた。

1915年5月、21ヶ条要求の結果として「南満州及東

部内蒙古に関する条約」⁽²⁾（「南満東蒙条約」）が中日両国の間に締結された。これにより、日本は日韓併合の結果、「間島協約」の適用を受けるべき「朝鮮人」という主体が存在しないと解釈し、当協約の無効を主張するとともに、間島協約の代わりに「南満東蒙条約」を間島朝鮮人に適用しようと主張した。その理由は、「地域相連続セル江岸一帯支那地方ニ居住シ、且其ノ生活状態ニ於テ、全然同一ナル朝鮮人ニ対シ、其ノ一部ニハ我治外法権ノ恩典ヲ与ヘ、他ノ一部ニハ之ヲ与ヘサルノ変態ヲ生スルコトナリ。之カ為朝鮮人ニ対スル施政上多大ノ影響ヲ及ホスヘキハ勿論、帝国政府カ朝鮮人ヲ内地人同様帝国臣民トシテ取扱ハントスル根本方針ニモ副ハサル」からであり、また、「同一国民ニテアリナカラ、一方ハ我法権ニ服シ、他方ハ支那法権ニ服スルニ於テハ、其処理上非常ナル困難ヲ生ス」るからというものであった⁽³⁾。したがって、「南満東蒙条約」を間島に適用し、朝鮮人は日本の裁判管轄権に服従すべきだと主張した。

これに対し、中国政府は、「間島協約」はもっぱら間島および間島居住朝鮮人を対象とするいわゆる特定の地域、特定人に関する条約であると反論した。すなわち、「間島雑居区域内朝鮮人ハ、日韓併合後日本国臣民タルモ、他ノ日本人ト異リ、特殊ノ権利ヲ享有シ、又特殊ノ義務ヲ負フモノ」であるから、「他ノ日本人ト異」る特種存在であり、「両者ハ判然混淆ヲ許サルモノ」⁽⁴⁾と主張し、間島協約の有効論を固持した。ここでの「特殊ノ権利」とは、間島協約における朝鮮

(1) 1909年9月4日締結。外務省編『日本外交年表並主要文書(上)』(原書房1965年) 324頁-325頁

(2) 同上書『日本外交年表並主要文書(上)』406頁-407頁

(3) 「間島協約ト大正4年日支条約トノ関係ニ関スル係争問

題経緯」外務省記録『間島問題調査』昭和6年4月調外交史料館所蔵 2-26

(4) 同上『間島問題調査』

人の居住権および土地所有権などを指しており、また、「特殊ノ義務」とは、中国の法権管轄に服従するとともに、納税などの一切の行政管理を受けるということであろう。

こうして、間島協約の無・有効論をめぐって日中両国は激しく対立した。それは言うまでもなく間島朝鮮人に対する法的支配権の争奪であり、国家権力の枠組みの中で、朝鮮人を如何に統轄するかという国家利害関係の衝突であった。そこで、朝鮮人の「国籍」は、「国家」と「国民」という法的従属関係の次元で、中日の支配権争奪の局面において表面化し問題化されたのである。

では、その渦中にあった間島居住の朝鮮人は一体「国籍」問題に関し、どのように認識し、どのような反応を示したのか。さらに「国籍」は、朝鮮人にとっては一体なにを意味するものであったか。

本稿は、こういった中日の対立を背景にし、間島に焦点をしばり、「国籍」問題に関する朝鮮人の認識および動向を探ろうとする。第1章では、まず間島朝鮮人の中国籍取得の手續経緯を概述し、さらに間島協約締結初期における帰化入籍朝鮮人の政治的動向の一面面をみる。第2章では、国籍問題に関して朝鮮人は如何なる認識を示したのかを検討し、そして、第3章では朝鮮人の国籍問題に関する認識を中日両国は一体どのように受け止め、如何なる政策を施行したのかを概述する。なお、史料の引用箇所には、読者の便宜をはかるために、筆者により適宜に句読点を施した。

I 入籍手續と帰化朝鮮人

1. 入籍手續

1909年に公布された「大清国籍条例」は、外国人の入籍資格を、中国において満10年以上住所を有する者、年齢20歳以上で、国籍条例により能力者と認める者、そして品行方正であり、相当な資産を有し自立できる

者、本国籍を離脱できる者、入籍後永遠に中国の法律を遵守すると誓う者、などと定めている。そして入籍出願者の提示書類には、入籍願書（入籍呈式）、保証書（入籍保結式）、誓約書（入籍甘結式）の提出が要求されており、出願者居住地方の「公正紳士」2名の連名保証を要した⁽⁵⁾。

間島朝鮮人の入籍手續きは、下記の方法で行なった。まず、出願者は居住地の地方官憲に上記の書類を提出し審査を受ける。地方官憲は審査を終え、認定の書類を吉林省民政司に送付する。民政司において国籍条例に基づき再審査を行ない、さらに委員を出願者居住の地方へ派遣する。現地において、派遣された委員は地方官憲とともに、出願者の身元や保証人の資格などを調査する。事情により民政司委員の派遣ができない場合は、地方官憲に依頼するときもある。調査に基づき、民政司は出願者が入籍の資格を有すると認定した場合には、地方官憲に命じ、いわゆる「仮国籍執照」（仮帰化証書）を本人に手渡す。

その後、民政司はさらに出願者提出の書類に調査資料などを付して、中央政府の内務部に送付する。内務部は国籍条例に照らし、送付書類に基づいて出願者の資格などにつき再審査し、入籍資格を有すると認定された者に対しては、入籍許可を下すとともに、内務部は、まず吉林省政府民政司宛に、出願者の入籍許可を証明する「帰化証書」および「国籍執照簡章」を送る。それを受け、民政司は帰化証書などの書類を地方官憲宛に送付し、地方官憲は直接出願者本人に手渡すとともに、上記の「仮帰化証書」を回収する。これで、入籍の手續は完了とする⁽⁶⁾。

この方法は、その後中国国内の行政改革などによって多少の変更があったが、朝鮮人の入籍は大体この手續きに則って行なわれた⁽⁷⁾。しかし、入籍は地方政府、省、中央という三つの機関の審査を受けねばならないので、手續が煩瑣であり、そして当時間島と内地とを直接に結ぶ鉄道がなかったため、入籍の最終許可を得

(5)大正元年10月7日在奉天総領事代理領事天野恭太郎ヨリ関東都督男爵福島安政殿宛「大清国籍条例抄録」外務省記録『朝鮮人帰化並帰化人ニ対スル各国ノ待遇振関係雑件』外交史料館所蔵3-8-7-25

(6)同上外務省記録『朝鮮人帰化並帰化人ニ対スル各国ノ待遇振関係雑件』以下『雑件』と略称

(7)間島地方政府は、帰化願提出の資格を居住5年以上と規定し、朝鮮人の入籍を促進しようとした。大正元年11月16日在局子街分館主任外務書記生岩永覚重ヨリ外務大臣子爵内田康哉殿（電報）「鮮人帰化問題及選挙有権者ニ関シ報告ノ件」前掲『雑件』

るまでには長期間を費やしたようである。

間島朝鮮人の入籍は着々と進んだ。1913年1月、局子街では51名の朝鮮人が帰化願を提出し⁽⁸⁾、さらに延吉県署では6月までに、「毎月引続キ三、四十名位ノ朝鮮人帰化願ヲ受理」していた。その中には、「国籍法規定ノ居住年限ニ達セサルモノモ帰化願」を提出しているとされている⁽⁹⁾。日本側の調査によれば、1913年8月4日の「今日迄支那ニ入籍ヲ出願セシ者九百三十五人トノ風説」があるとされており⁽¹⁰⁾、さらに1915年9月9日の報告では、「間島全部ヲ通シテ已ニ支那ノ国籍ヲ取得シタルモノ約式千五六百名モ可有之」であると統計している⁽¹¹⁾。1917年9月までの調査では、間島居住朝鮮人の総人口は約36,900戸、193,000人であった。そのうち、「帰化証書」を受領し、正式に帰化入籍をなした戸数は1,104戸であり、出願中の「仮帰化証書」をもつ戸数は約1,955戸である⁽¹²⁾。

中国へ帰化入籍したものの多くはいわゆる「実力者」であった。このことは、「間島協約」締結後の10年代初期において特に顕著であった。とりわけ琿春の場合では、1876年清国政府が「招墾総局」を設けるなど朝鮮人流民を「墾民」として受け入れたことから、琿春に居住する朝鮮人の中には、間島移住の歴史が比較的長く、相当な資産を有する者が少なくなかったようである。たとえば、琿春庁管内では、「相当ノ不動産ヲ有シ、形式的ニ薙髮易服シテ、所謂帰化人ト称スルモノ尠カラス」という記述や、また辛亥革命直後、国省両議会の議員選挙に備え、琿春庁政府が、「帰化鮮人ニシテ相当資産ヲ有シ、選挙資格ヲ有スルモノ三十余名ノ選挙人名簿ヲ作製シ、吉林省選挙総監督ニ送」ったということからもわかる⁽¹³⁾。

しかし、このことを日本からみれば、「所謂帰化鮮人ト称スルモノハ多ク排日的思想ヲ有スル」⁽¹⁴⁾ものであり、「頑迷不逞ノ徒中、我法権ヲ避ケル為メ故意ニ右様ノ手段ヲ為」⁽¹⁵⁾したものとされた。そのため、日本はあくまでも朝鮮人の帰化入籍を否認する方針をとっており、「朝鮮ニ於テハ国籍法又ハ之ニ類スル法規ノ制定ナキカ故ニ、従来ノ例ニ依リ、仮令支那ニ帰化ノ手続ヲ為セルモノト雖モ、一般在留鮮人ト同様我法権ノ許ニ置ク」と主張した⁽¹⁶⁾。

2. 帰化朝鮮人

一方、中国は帰化朝鮮人に対して公民権を賦与するなど懐柔政策を積極的に展開し、朝鮮人の帰化入籍を促進した。

1918年12月30日、徐蔭森竜井村巡警局長は「忘年会」を開催し、その席に帰化朝鮮人金一竜、崔周泳、金京俊、李成瑞、李春熙、全厚慶、崔旻燮、張南極ら8人を招待した。徐蔭森局長は新年の祝辞の中で、次のように発言している。

間島に居住する朝鮮人は中国政府の恩恵を享有し、生活の安定が確保されている。「殊ニ我ニ入籍セル者ハ中国民トシテ総テノ権利義務ヲ享有」しているにもかかわらず、帰化入籍に反対する一部朝鮮人は、「日本側ノ施設ニ係ル朝鮮人居留民会ニ加入シ、自ラ其ノ権義ヲ放棄」しているので、「痛嘆ニ堪ヘサル所」である。続いて、徐局長は、

我旧国籍法ニ依レハ、帰化入籍10年以上ニ及フ者ニハ選挙権ヲ、20年以上ニ及フ者ニ対シテハ被選挙権ヲ附与スルノ制ナリシカ、這般我国会ニ於テハ特ニ之ヲ改定シ、入籍ノ年限ヲ問ハス相当ノ人

(8)大正2年2月3日在局子街領事館分館主任外務書記生岩永覚重ヨリ外務大臣加藤高明宛「鮮人帰化出願ニ関シ追報ノ件」前掲『雑件』

(9)大正2年6月30日在局子街分館主任外務書記生岩永覚重ヨリ外務大臣牧野伸顯宛「鮮人帰化出願情況追報ノ件」前掲『雑件』

(10)大正2年8月4日朝憲機第660号総督府政務総監宛「鮮人ニ支那入籍者執照ニ関スル件」前掲『雑件』

(11)大正4年9月9日在間島総領事代理領事鈴木要太郎ヨリ外務大臣伯爵大隈重信殿「支那ニ帰化シタル朝鮮人ノ取扱方ニ関スル件」前掲『雑件』

(12)大正6年10月22日朝憲機第316号「図們江対岸支那領情

況彙報・間島在住朝鮮人ノ支那入籍ニ関スル件」前掲『雑件』

(13)大正元年12月14日在局子街領事分館主任外務書記生岩永覚重ヨリ外務大臣内田康哉宛「帰化鮮人選挙権ニ関シ再報ノ件」前掲『雑件』

(14)大正4年11月2日在琿春副領事北条太洋ヨリ外務大臣石井菊次郎宛「帰化鮮人ノ義ニ付支那官憲ニ対スル通知ノ件」前掲『雑件』

(15)大正4年11月2日琿春副領事北条太洋ヨリ琿春県知事あて声明文、前掲『雑件』

(16)大正4年11月5日寺内総督ヨリ大隈外務大臣宛ノ電文第12号、前掲『雑件』

格ト素養ヲ有スル者ニハ、選挙権及被選挙権ヲ附与スルコトヲ議決セリ、是実ニ中華民國国民タル絶対ノ権利ヲ得タルモノニアラスヤ、

と述べた。さらに、徐は土地所有権を有する朝鮮人は「総テ我法治ノ下ニ支配ラルルモノ」であるとし、「諸氏ハ宜シク此ノ意ヲ体シテシテラク入籍者ハ勿論、一般墾民ヲ指導シクク国民タルノ義務ヲ了解シ、共同ノ福利ニ浴セシムルコトニ努力」するよう期待を寄せた。

これに対し、帰化朝鮮人の8人は、答辞を送り次のように述べている。

憫鄰ナル我韓民族カ中国ノ領土ニ居住シ、其ノ生命財産ノ安固ヲ得ルハ一ニ中国ノ恩恵深大ナルニ依ル一般移住民ノ感泣スル所ニシテ、殊ニ今回参政権ヲ附与セラルルニ至リタルカ如キ、中国政府カ我民族ニ対スル同仁ノ誠意ヲ一層明瞭ニ表示セラレタルモノニシテ、(中略)只現状ニ於テ義務無キ吾人カ日本官憲ノ支配ヲ強制セラレツアルハ、甚タ憤慨ニ堪ヘサル所ナリ。宜シク此等ノ問題ヲ解決シ、公正ノ治政ヲ布カハ吾人ハ永遠ニ中国ノ政下ニ安堵シ、帰化ノ本意ヲ果スニ至ルヘシ⁽¹⁷⁾

帰化朝鮮人の選挙、被選挙権問題に関して、当時の中国国会においては、一体どのような議論が行なわれ、具体的にどのような規定を定めたかは不明である。しかし、間島延吉県で行なわれた吉林省議会の議員選挙において、劉延祺初選監督が発した「布告」の中で、当県内には「選挙有資格者、支那人184人、帰化鮮人54人」がいる⁽¹⁸⁾としていることから、帰化朝鮮人の一部には選挙権資格が認められたと考えられる。これらの帰化朝鮮人はごく一部であっても、相当な資産を有するいわゆる「実力者」であり、中国政府から信頼される「親中国派」であった。上記の金一竜など8人の「忘年会答辞」でみたように、かれらの思想は、われわれが「中国ノ領土ニ居住シ、其ノ生命財産ノ安固ヲ得ルハ、一ニ中国ノ恩恵深大ナル」であり、そのため、

「感泣」しており、さらに「吾人ハ永遠ニ中国ノ政下ニ安堵シ、帰化ノ本意ヲ果ス」という報恩的なものであった。

中国側の対朝鮮人「懐柔政策」は10年代を中心に行なわれた。たとえば、間島地方政府は、帰化朝鮮人の中で「名望アル者」を弁事に任命して各地に配置し、朝鮮人の教育および地方行政を補助させたこと。また、「墾民教育方法」を設け、相当の補助金を下付し、朝鮮人に教育を施すとともに、さらに朝鮮人児童の中国官立学校への入学を許可し、「学識人名望アル教員」を選び、もっぱら朝鮮人児童の教育に従事させたこと。また、朝鮮人の医師を聘用し、貧困の朝鮮人に治療を施すなど、人心の収攬に腐心した。とりわけ、土地所有権問題に関しては、帰化朝鮮人に対して便益と保護を与えた。一方、帰化しない者には「種々ノ口実ヲ設ケテ之ヲ妨害スル」という制限策を施行し、朝鮮人の帰化入籍を勧誘、強制したのである⁽¹⁹⁾。それは、間島協約によって獲得した領有権および朝鮮人に対する裁判管轄権を確保するためであったということも言うまでもない。

では、帰化入籍に関して朝鮮人は一体どのように認識していたか。これを次の第2章で検討してみよう。

II 帰化入籍の意向および動機

1919年の「3・1朝鮮独立運動」は間島に波及し、竜井村を中心に朝鮮民衆による大規模な示威集会が行なわれた。それに1920年、琿春日本領事館分館を襲撃するいわゆる「琿春事件」が勃発するや、日本は間島へ警察官を増派し、さらに軍隊を派遣して鎮圧に駆け回った。一方、「5・4運動」以降の中国国民の民族運動は国権の回収、国家の統合を目指し展開しており、とりわけ1925年の「三矢協定」の締結、1927年の「臨江領事館設置事件」、1928年張作霖爆殺事件および日本軍の満州出兵などを契機にさらに高揚しつつあった。

(17)大正7年1月21日朝憲機第15号『図們江方面支那領情況彙報(間島派遣員報告要旨)』「帰化鮮人ト選挙権ニ関スル件」前掲『雑件』

(18)「帰化鮮人ト選挙権ニ関スル件」大正7年2月6日朝憲兵機第39号『図們江方面支那領情況彙報(間島派遣員報告

要旨)』前掲『雑件』

(19)「第五章間島ニ於ケル我警察権行使ニ関スル方針」外務省記録『間島問題調査(亜細亜局第二課昭和6年4月調)』135頁、外交史料館所蔵亜2-26(外史)

こうした中、中国政府の対朝鮮人政策は、在満州日本の侵略勢力排除の一環として行なわれ、排斥策の実行に転換した。すなわち中国政府は中国籍へ加入しない朝鮮人を一律に国外に放逐する方針をとり、朝鮮人の帰化入籍を一層強化した。その結果、満州および間島朝鮮人社会の不安定な局面を醸成するとともに、中国籍への加入是非という問題は、朝鮮人の生存に関わる重要な課題の一つとして浮上したのである⁽²⁰⁾。

間島総領事館の調査統計によれば、1928年2月まで間島4県（延吉県、和龍県、汪清県、琿春県）の朝鮮人総戸数は63,499戸で382,014人である。そのうち、中国籍に加入した戸数は9,164戸53,739人である。それに対して、非帰化者の総戸数は54,335戸328,275人である。すなわち、帰化者の人数は総人口382,014人のうち、わずかに14%にすぎなかった⁽²¹⁾。

ちなみに、1929年12月までに、間島総人口は約50余万人と統計されているが、そのうち、朝鮮人は約381,561人であり、その次が中国人116,666人、日本人2,085人である。朝鮮人は間島総人口の約76%を占めていた⁽²²⁾。

中国籍に加入した帰化朝鮮人を分類すると、以下の4種類になる⁽²³⁾。

- ①「排日思想ヲ有シ衷心ヨリ支那国民タラムト欲スル者」(帰化者総数の1.4%を占める)
- ②「移住ノ年所古ク自然風習ニ同化シタル関係上入籍シタル者」(1.4%)
- ③「政治的危険思想ヲ有シ又ハ帰化ニヨリ特別ノ利便ヲ得ムトスル者」(1.4%)
- ④「土地所有権ノ確保其他ノ手段トシテ便宜上入籍シタル者」(9.8%)

これらの入籍者の入籍動機を分析すれば、①から③までは、「多年日本側ノ取締ニ苦惱シ来リタルカ、正式ニ中国人タル以上、何等日本側ノ拘束ニ恐ルルコトナキヲ以テ自由ニ活動シ、初志ノ貫徹（大部ハ親支排

日又ハ国権回復）ニ努力ス」る、というものである。

つぎの④に属する者の入籍動機は、主に生活の便宜からである。すなわち「土地所有権ヲ保持スル以上、支那側ニ於テハ現在ノ帰化者ハ日本側ノ主張如何ニ拘ラス、之ヲ取消スルカ如キコトナカルヘク、此ノ際当地方ニ生活スル限り、母国国籍ヲ離ルルハ已ムヲ得サル」のである。しかし、なかには、若し入籍しなくても土地所有権を保有することができるならば、現在の手段的帰化入籍を止め、「何時迄モ朝鮮人トシテ存在スルヲ本懐トス」るものもいる、という。

では、中国籍に加入しない、いわゆる非帰化朝鮮人というのはどういう者であったか。

- ①「日本官憲ノ保護ニ信頼スルヲ有利トスル者」(非帰化者総数の8.6%を占めている)
- ②「無産階級等ニシテ帰化ノ必要ヲ感セサル者」(68.8%)
- ③「利害ノ如何ニ拘ラス帰化ヲ欲セサル者」(8.6%)

その動機については、①に属する者は、「吾人ハ多年日本側ニ信頼シ今日迄経過シタリ、此ノ際支那側ニ正式ニ帰化スルカ如キハ、素ヨリ欲セサルモ」、しかし、日本政府から「徹底的保護ヲ受クルニアラサレハ、一層生存困難トナル」である。さらに、「日本側ニ於テ、治外法権ヲ撤回スルコト最早日時ノ問題タルコト疑ヲ容レス、実力ナキニ至ラハ、親日者トシテ反動的圧迫甚タシキモノアルヘキヲ虞ルル場合ニヨリテハ、生存上帰化モ亦已ムヲ得サル」と認識している。

②のいわゆる「無産階級」の場合には、「特ニ帰化ノ必要ヲ感セス、又支那側ニ於テモ歓迎セサル」である。ただし、若し中国側が、「間接直接ニ帰化ヲ強要スルニ於テハ、入籍スルモ亦差支ナシ」とする。しかし、「朝鮮人タル以上、事情ニヨリ帰国スル場合、中国人ナリトシテ、鮮内居住ヲ許ササル」という時は、「事宜ニ応ジ復籍スルモ亦可ナルヘシ」である。

(20) 拙稿「満州朝鮮人の『国籍』問題と法的地位」(明治大学『大学院文学研究論集(第16号)』2002年2月)をご参照いただきたい。

(21) 帰化人数の中には、正式に中央政府内務部から「帰化証」を得た者と、帰化の願書を提出し許可を待つ者(出願中の者)、2種類がある。昭和5年7月1日在間島総領事岡田兼一朝鮮総督府官房外事課長穂積真六郎「朝鮮人ノ外国帰化ニ関スル件」大阪経済法科大学間島史料研究会編『満州事

変前夜における在間島総領事館文書(在鉄嶺日本領事館文書・在広東日本総領事館文書)』(上)(大阪経済法科大学アジア研究所1999年)457頁以下『文書(上)』と略称

(22) 天野元之助「間島ニ於ケル朝鮮人問題ニ就テ」前掲『文書(上)』346頁。なお、この統計は在間島総領事館の調査による。

(23) 以下、上記「朝鮮人ノ外国帰化ニ関スル件」(前掲『文書(上)』456頁-463頁)による。

③に属する者の動機は、「将来ハ測ラレサルモ、現在ノ支那ニ国籍ヲ移シ、其ノ治下ニ入ルカ如キ不安ニ堪ヘサルノミナラス、子孫ノ為快トセス」である。しかも、「現在ト雖モ日本側ノ保護徹底セス、支那側亦同シ何レニ向フモ大差ナキ以上、此俟生存ノ不可能ナルコトナカルヘク、特ニ帰化ヲ欲セス」である。

上述のように、帰化朝鮮人の中に、①の「排日思想」を有するものと、③の「政治的危険思想」を有するものはそれぞれ1.4%を占め、両者は帰化入籍総人数の2.8%を占めている。この2種類のもは、主に民族主義者や共産主義者であろうが、入籍の目的は中国の「庇護」を受け、朝鮮独立運動や共産主義運動を有利に展開することにある。特に共産主義者は中国の国権運動と合流し、朝鮮共産党満州総局の指導を受け、朝鮮民族の大同団結の下で、朝鮮の独立を企図しているとされている⁽²⁴⁾。また、帰化者の中では、④のように、いわゆる土地所有権の獲得を目的として入籍を希望するもので、帰化者総人数の約9.8%を占めており、もっとも多い。

土地所有権問題が朝鮮人の帰化入籍の主因となったことには、以下のような背景がある。間島居住朝鮮人は主に貧困な農民であったことは周知のとおりであるが、間島協約の雑居地朝鮮人に対する土地所有権獲得の承認は、彼らの間島への移住を一層促進した一つの重要な理由でもあった。というのは、貧困な農民にとって、土地所有権の獲得は、生活の安定や経済的發展などにおいて、もっとも重要なものであったからである。しかし、「日韓併合」また「南満東蒙条約」の結果としての当時日本側の主張に沿って解釈するならば、間島居住の朝鮮人は、「日本人」として「間島協約」の適用を受けるべき主体ではなかった。その意味から言えば、間島協約による土地所有権の獲得は不可能であった。中国政府が、帰化朝鮮人に限って土地所有権を賦与するという方針を一貫したのも、こう言ったことから出されたものである。

確かに、当時非帰化朝鮮人は「地方主人制」という方法で「土地所有権」を獲得していた。すなわち、非帰化朝鮮人は中国に帰化入籍し、中国官憲の信頼を得ている朝鮮人の名義を借り、土地を購入し耕作する方法である。しかし、厳密に言えば、土地の処分権はあくまでも名義人の掌中にあり、非帰化朝鮮人には土地を確保する権利はなかった。それに、この方法は経済力をもつごく一部朝鮮人に限って通用しており、多数の貧困な農民にとっては、土地の獲得は甚だ困難であった。「朝鮮人ノ土地獲得手段ハ『帰化』ノ名ニ於テ公然ヤル外ナイ状態」⁽²⁵⁾であるという記述もそれを物語っている。

そのため、非帰化朝鮮人農民の「佃民」化を促進する結果となった。すなわち、経済力を持っていない非帰化朝鮮人にとっては、中国人また帰化朝鮮人の地主と土地の商租契約を結び、土地の商租権を獲得するしかなかったのである。これらの貧困な農民は「佃民」と呼ばれ、間島朝鮮人農民の多数を占めていた⁽²⁶⁾。

したがって、非帰化朝鮮人の中で、前記②のいわゆる「無産階級等ニシテ帰化ノ必要ヲ感セサル者」という類は、主にこれらの貧困な「佃民」を指しており、商租権の獲得によって生計を立てているということから、特に「帰化ノ必要ヲ感セサル」という認識も不思議ではなからう。

非帰化朝鮮人の動機は、また「民族的思想」という面からも捉えられる。すなわち、「民族トシテノ鮮人ノ朝鮮籍ニ対スル愛着ノ情ハ、其将来ノ独立ヲ夢想スル者ト否トニ論ナク、相当熾烈ナルモノアルコト是亦肯定セサルヘカラサル所」⁽²⁷⁾である。このような認識をもっているのは、主に「愛国者」や民族主義者であった。

要するに、中国籍へ加入した帰化朝鮮人より、帰化していない、非帰化朝鮮人のほうが遥かに多く、朝鮮人総人数の約86%を占めていた。このことは満州全域においても同様であった⁽²⁸⁾。そして、帰化朝鮮人の中

(24)昭和5年5月14日在局子街副領事田中作外務大臣男爵幣原喜重郎殿「鮮人民族主義者等ノ日支離間運動ニ関スル件」前掲『文書(上)』341頁-342頁

(25)大正12年10月10日朝鮮総督齋藤実外務大臣男爵伊集院彦吉殿「間島及南満州ニ於ケル条約実施状況ニ関スル件」、同上天野元之助「間島ニ於ケル朝鮮人問題ニ就テ」前掲

『文書(上)』103頁、381頁-382頁

(26)李盛煥『近代東アジアの政治力学-間島をめぐる日中朝関係の史的展開-』(錦正社1991年)410頁-427頁参照

(27)昭和5年7月19日在吉林総領事石射猪太郎朝鮮総督府官房外事課長殿「朝鮮人ノ外国帰化ニ関スル件」前掲『文書(上)』421頁

でも、土地所有権獲得など経済的な理由から入籍を希望する者がもっとも多く、その次が排日思想、あるいは政治的危険思想などといった政治的理由からなる。このことは、間島朝鮮人の多数が貧困な農民であり、生計維持のためなどの主に経済的理由から移住したという歴史的背景の一面を物語っている⁽²⁹⁾。そして、非帰化朝鮮人の中でも、特に帰化の必要を感じないとするものは、主に貧困な「佃民」であり、また「民族的思想」という面からも、入籍の必要を特に感じないという表現は自然であったと言える。

では、このような間島朝鮮人の入籍状況および動機などを、中日両国は一体どのように捉えたのか。

Ⅲ 対朝鮮人排斥策と「朝鮮人」

1927年9月、中国政府は東三省におけるいわゆる「不逞鮮人取締」6ヶ条を制定し、在満州朝鮮人に対する排斥策の実行に踏み切った。10月奉天省政府は各県に対し、本年11月から翌年の2月までの期限において、管下の中国人地主が朝鮮人農民に貸与した土地、家屋を整理、没収するとともに、朝鮮人を一律省外に駆逐するよう命じた。同月、吉林省政府においても、「爾後鮮人の新移住者にして、水稻を種殖する者に対しては、一律に容留するを許さず、其の原住民に対して応に取締方法を設けて出境を命じたのである。さらに12月、張作霖は東北三省政府に対し、朝鮮人土地耕作規則12ヶ条を電令し、各県政府において「管内居住の鮮人に対し、中国に入籍の有無及び職業の正否を調査し、若し其の行為の疑ふべき点ある者に対しては、直ちに出境を命ずべし」と指示したのである⁽³⁰⁾。こうして、中央政府および各省政府の通令の下に、満州各地では朝鮮人に対する土地商租契約の強制破棄、強制

退去、強制帰化などの駆逐や圧迫事件が続出することになった。

その理由は以下の三点にあった。まず、「日韓併合」により、朝鮮人は「日本人」とみなされており、日本政府は保護や取締りという名目で、朝鮮人が居住するところに警察官を派遣し、朝鮮人を日本の満蒙侵略に駆使すること。第2は、日本政府が朝鮮人の中国への帰化入籍を認めない方針をとっているため、「日本人」である朝鮮人の中国境内での土地商租権の獲得は、中国国内法さらに国際法に違反すること。そして第3は、朝鮮人の中には朝鮮独立運動や共産主義運動をなす者もあり、中国の治安秩序を乱すとともに、中日間に煩雑な外交問題を引き起こすこと、などであった⁽³¹⁾。

1929年5月、中央政府内政部は吉林省政府の宛に秘密通牒を送付し、日本の満蒙侵略の防止策として、特に間島を対象に朝鮮人の中国籍加入手続の審査を厳重に行なうよう命じた。それに基づいて、吉林政府は朝鮮人出願者の居住年限は法的年限に達しているかどうか、平素の行為はどうか、そして保証人は架空の人物ではないか、また法的資格を有するかどうかなどを具体的に指定した⁽³²⁾。

さらに、東北政務委員会は12ヶ条からなる法令を各省に発し、帰化朝鮮人と非帰化朝鮮人とを厳密に分け、取締策を強化した。すなわち、非帰化朝鮮人に対しては、土地商租権の取得を禁止するとともに耕作の土地を回収すること。また、帰化した朝鮮人に対しては、選挙権、被選挙権を認める一方、「我国一切ノ法令ヲ遵守シ、納税ノ義務ヲ負担セシムルハ勿論、帰化鮮人ノ子女ハ、一律我国ノ教育ヲ受け、且我国ノ衣服ヲ着用」することを強要した。これに違反する者に対しては、「未帰化鮮人ト見做シ、絶対ニ国土租借ノ利益ヲ享受スルヲ得ス」とされた⁽³³⁾。さらに1931年に発せら

(28) 千寿山、洪景蓮「『九・十八』事変前東北三省朝鮮人的入籍状況」崔洪彬編『朝鮮族研究論集』(延辺大学出版社1995年)207頁-221頁参照

(29) 李勲求は「満州と朝鮮人」(崇善専門学校1932年)において、朝鮮人の満州移住の理由と動機について、生活難によるもの35%、出稼ぐという理由からなるもの16%、経済的貧困によるもの14%など、移住は主に経済的理由からなると指摘している。

(30) 「支那官憲の在満鮮人迫害問題に関する原因と之が対抗

策並に反動運動に就いての考察」満鉄調査課『調査時報(第8巻第2号)』(昭和3年2月25日)180頁-181頁

(31) 「鮮人迫害問題」満鉄調査課『調査時報(第8巻第1号昭和3年)』88頁-95頁

(32) 昭和5年5月17日在吉林省総領事石射猪太郎外務大臣男爵幣原重太郎「日本政府ノ鮮人支那帰化権賦与方針対策ニ関スル内政部ノ秘密通牒ニ関スル件」前掲『文書(上)』430頁-431頁

(33) 昭和5年6月16日高山安東警察署長安東領事殿「中国官

れた法令では、非帰化朝鮮人の不動産所有状況を調査し、土地所有年数が10年になるものに対し強制的に帰化させること、5年以上10年未満の者に対しては帰化を勧誘すると規定し、この規定に服従しない朝鮮人に対しては土地を没収するとともに、中国境外に放逐するように命じた⁽³⁴⁾。

要するに、20年代後半から、中国政府は朝鮮人の土地商租権獲得を全面的に禁止する方針をとっており、朝鮮人の中国への帰化入籍を一層強制したのである。その目的は、満州における日本の侵略勢力の基盤とも言われた「非帰化朝鮮人」の存在を徹底的に排除することによって、日本の満蒙侵略政策を阻止するということにあった。

中国側の対朝鮮人排斥策の展開は、満州朝鮮人社会の不安定な局面を醸成した。とりわけ、朝鮮人の土地商租権の喪失などは、満州における日本の既得利益の存廃につながるものであった。そのため、日本は外務省を中心に「在満州朝鮮人問題調査委員会」を組織し、日本の国籍法施行の是非などの問題をめぐって議論を繰り広げ、朝鮮人の日本「国籍」の離脱を承認することによって、在満朝鮮人の経済的安定を図ろうとした。

朝鮮人の国籍離脱問題に関して、岡田兼一岡島総領事の主張がもっとも注目される。岡田総領事は、上記の間島朝鮮人の入籍状況および意向を根拠とし、朝鮮人は中国籍加入とは関係なく土地所有権を獲得しており、日中の二重法権のもとに、二重の保護、恩恵を享有していると強調したうえ、若し朝鮮人の日本国籍の離脱を承認することになれば、大正10年以来巨多の国帑を投じて築き上げてきた間島における統治基盤を日本自らが破壊するという恐れがあるとし、朝鮮人の中国への帰化入籍に反対すると主張した⁽³⁵⁾。

結論から言えば、この調査委員会においても国籍法の施行は「時期尚早」と判断され、朝鮮人の国籍離脱を認めない方針をとった。

「日韓併合」直後、国際法学者の山田三良は、併合

後の朝鮮人の「国籍」に関し、寺内正毅統監宛に、次のように具申している。「従来韓国国民タリシ者ハ、併合ニ依リ当然日本国籍ヲ取得スト雖モ、之カ為メニ韓国人ハ全然日本人ト同一ト為リタルニアラスシテ、唯外国ニ対シ日本国籍ヲ取得セシニ過キザルコトヲ注意セサルヘカラス。」⁽³⁶⁾要するに、朝鮮人である「日本人」と、日本人である「日本人」のあいだには差別を設けるべきであり、朝鮮人の日本国籍の取得は、あくまでも外向けの言辞に過ぎなかった。

おわりに

「間島協約」は間島問題に関する中日両国間の唯一の国際条約である。この協約によって、中国は間島の雑居地居住朝鮮人に対する法的支配権の確立を実現した。そして、朝鮮人は土地所有権などを獲得し、朝鮮人の法的地位は確立されたかにみえた。しかし、「日韓併合」および「南満東蒙条約」は、朝鮮人の「国籍変更」を強制し、間島朝鮮人の裁判管轄権を強要したため、間島協約における朝鮮人の法的地位は動揺し始めたのである。事実上、朝鮮人は「間島協約」と「南満東蒙条約」の間において、中日の二重法権支配を受けており、法的地位は曖昧化された。間島における中日の対立は、まさに朝鮮人の裁判管轄権問題をめぐって展開しており、その軸になったのは「国籍」問題であった。

国籍問題に関し、朝鮮人の反応は様々であった。しかし、「帰化ノ必要ヲ感セサル」というように、帰化入籍を希望しないものが圧倒的に多かった。前述のように、間島朝鮮人の多数は貧困な農民であった。したがって、土地所有権獲得などの経済的な理由が彼らを帰化入籍へと導いたとはいえ、大勢の朝鮮人は中国籍の取得を切望したとは言い難い。というのは、中日の二重的法権支配という現状からは、まず生命財産などを徹底に保護する保障がなければ、また中日の対立の

憲ノ移住鮮人取締法制定ニ関スル件報告」前掲『文書(上)』432頁-434頁

(34)同上436頁-437頁

(35)昭和5年7月1日在間島総領事岡田兼一朝鮮総督府官房外事課長穂積真六郎「朝鮮人ノ外国帰化ニ関スル件」前掲

『文書(上)』460頁-462頁

(36)山田三良「併合後ニ於ケル韓国人ノ国籍問題(明治43年7月15日)」山本四郎編『寺内正毅関係文書(首相以前)』(京都女子大学1984年)63頁

中で、法的地位の確保も実際に不可能だったからである。

1928年1月に開催された「全満州朝鮮人大会」において、中国への帰化入籍問題をめぐって、参加者は「賛成派」と「反対派」との2派に分かれて対立した。「賛成派」は、「吾々ハ日本ノ国籍ニアルノミテ、日本人トシテノ保護ヲ受ケテ居ナイ。(中略)此際寧ロ支那ニ帰化シテ、支那官憲ノ保護ニ縋ルヲ得策」であると主張した。一方「反対派」は、「吾々が縦令支那ニ帰化シテモ、支那官憲が自国民同様ニ吾々ヲ保護スルヤ否ヤ大ニ疑問デアッテ、従来ノヤリ方カラ判断スレバ、奴隸的差別待遇ヲ受クルヤモ測ラレナイ。」したがって、唯一の方法は、依然日本人として日本政府に「一般日本人同等ノ保護ヲ要望スル」ことにあると反論したのである⁽³⁷⁾。

要するに、両者いずれも入籍に関しては懐疑的であった。しかし、その国の国民と同等な「保護」を求めているという点では共通していた。言い換えれば、彼らが求めていたのは、法的地位を明確にし、それによって中日の二重の法権支配という束縛から脱出するとともに、徹底的保護によって生活の安定を確保するということであった。すなわち、在満朝鮮人の多数が貧困な農民であったという階層的側面からも、彼らにとっては生活の安定を優先せざるをえなかったのであろう。

1931年8月6日「間島新報」の社説はまさにそのことを論じている。

由来在満朝鮮人が満洲に於て生活する上に最も苦痛とする所は国籍を離脱し得ないがために非らずして、生命財産の保証を得られないがためである。即ち問題の焦点は、何ものようも先きにまづ生命財産の保護の保証を得ることであらねばならぬ。換言すれば、生命財産の保護なくして、何の土地所有権ぞや、何の国籍ぞやと云ふにあるのである⁽³⁸⁾。

間島朝鮮人の「国籍」は中日両国の朝鮮人に対する支配権争奪の軸になり、中日の対立政策の局面において問題化されたのである。中国にとって、40万人とも言われる間島朝鮮人に対する法的支配権確立の有無は、結局、間島協約成立による領有権、朝鮮人に対する裁判管轄権などを確保することにつながるものであり、そのためにも、朝鮮人の中国籍への加入を勧誘し、さらには強制する必要があった。一方、日本は「日韓併合」以後、朝鮮人が「日本人」になったと宣言したものの、実際は「純粹ノ日本人」として取り扱わなかった。すなわち、「純粹ノ日本人トシテ飽迄其ノ利益ヲ保護シ權利ヲ主張スルトキハ、支那ハ必ス朝鮮人ニ支那ニ帰化ヲ強ユルカ、又ハ国外放逐ヲ企テ、即国籍問題ヲ生ス」⁽³⁹⁾ということになっており、日本は朝鮮人問題の処理において矛盾と対立を抱えていた。こういった意味で、間島協約の成立は、日本にとっては、「韓国統治上の禍根を永遠に残すもの」であり、「確かに我外交の失敗」⁽⁴⁰⁾であったと言えるのであろう。

(37) 竹崎末雄「在満朝鮮人問題ノ研究並ニ対策上ノ私見(昭和5年4月)」前掲『文書(上)』317頁

(38) 「対朝鮮人策を併合の当初に立ち返らしめ赤禍の圧迫を克服せよ」前掲『文書(上)』226頁

(39) 「在外朝鮮人ノ諸問題(大正10年4月30日)」『斎藤実文書』国会図書館憲政資料室所蔵96-8

(40) 篠田治策「間島問題の回顧」『斎藤実文書』国会図書館憲政資料室所蔵96-24

